

貸付あっせん事業及び研修等助成事業業務方法書

制 定	平成 8 年 4 月 1 日
一部改正	平成 1 0 年 5 月 2 6 日
一部改正	平成 1 3 年 5 月 2 2 日
一部改正	平成 1 5 年 5 月 2 3 日
一部改正	平成 2 5 年 4 月 1 日
一部改正	平成 2 7 年 4 月 1 日
一部改正	令和 3 年 3 月 1 日

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この貸付あっせん事業及び研修等助成事業業務方法書（以下「業務方法書」という。）は、公益社団法人新潟県私学振興会（以下「振興会」という。）の定款（以下「定款」という。）第 4 条に規定する貸付あっせん事業及び研修等助成事業の業務遂行に関して必要な事項を定めるものとする。

(業務執行の基本原則)

第 2 条 貸付あっせん事業及び研修等助成事業は、法令、定款及び業務方法書の定めるところに従い、公正かつ確実な運営を期して執行されなければならない。

(用語の定義)

第 3 条 この業務方法書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 会 員 定款第 5 条第 3 項に規定する第 1 号会員及び第 2 号会員をいう。
- (2) 指定金融機関 第四北越銀行及び大光銀行をいう。
- (3) 取扱金融機関 この業務方法書の規定に基づき、会員に対する貸付けについて振興会からあっせんを受けた指定金融機関をいう。
- (4) 原 資 この業務方法書の規定に基づき、振興会が取扱金融機関に対し預託する資金をいう。
- (5) 協 調 融 資 取扱金融機関が振興会のあっせんにより会員に対して原資にその 4 倍の額の自己資金を

加えた額の資金を貸し付けることをいう。

第2章 出 資 金

(目的等)

第4条 定款第6条に規定する出資金の取り扱いについては、本章の定めるところによる。

2 出資金は貸付あっせん事業に、また出資金の運用益は研修等助成事業等に充てることを目的とする。

(出資金)

第5条 定款第6条第1項第1号に規定する出資金については、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 出資金の年額は、当該年度の5月1日現在の在籍園児生徒数に500円を乗じて得た額とする。

(2) 出資金を納入すべき期間は、10年間とする。

(3) 第1号会員又は第2号会員が、新たに私立学校を設置したときは、別に定める出資申込書を理事長に提出するものとする。

ただし、子ども・子育て支援法施行日の前日において現に幼稚園を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、幼保連携型認定こども園を設置した場合及び幼保連携型認定こども園を設置している者が、幼保連携型認定こども園を廃止し、当該幼保連携型認定こども園を基として幼稚園を設置した場合については、出資申込書の提出は要しない。

(出資証書)

第6条 前条の出資金を納入した正会員に対しては別に定める出資証を交付するものとする。

(出資金の納入方法)

第7条 出資金の年額は年2回に分けて納入するものとし、その納入期限については、前期分は5月末日、後期分は10月末日とする。

2 出資金の納入方法は、別に定める出資金払込通知書により最寄りの指定金融機関に払い込むものとする。

3 払込みを受けた指定金融機関は、領収書を払込人に交付しなければならない。

(出資金額の算出)

第8条 出資金の前期及び後期のそれぞれの納入すべき額は次の各号に定める算式により算出された額とする。

(1) 前期分

前年度の5月1日現在の在籍園児生徒数×500円×1/2

(2) 後期分

当該年度の5月1日現在の在籍園児生徒数×500円－前期分の納入済額

(出資金の返還)

第9条 定款第10条第1項第1号及び第3号から第6号までの規定により会員資格を喪失した正会員の既納の出資金及び複数校を設置する正会員が、その設置する学校の一部を廃止（子ども・子育て支援法施行日の前日において現に幼稚園を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、幼保連携型認定こども園を設置した場合及び幼保連携型認定こども園を設置している者が、幼保連携型認定こども園を廃止し、当該幼保連携型認定こども園を基として幼稚園を設置した場合を除く。）した場合の当該廃止校に係る既納の出資金は返還するものとする。

2 前項の場合において、会員資格を喪失したものが会員資格の喪失の際に振興会に債務を負担しているときは、その債務額と既納の出資金を相殺した上で、出資金の残額を返還する。この場合において、相殺後なお債務の残額があるときは、会員資格を喪失した者等は速やかにこれを振興会に返済しなければならない。

3 特別会員及び賛助会員の出資金については、当該会員から返還の請求があったときは、理事会の議決を経て返還するものとする。

(設置者の地位承継等)

第10条 定款第10条第1項第4号の規定により、私立学校を設置する個人の正会員がその死亡により会員資格を喪失した場合、新たにその私立学校の設置者となる者から設置者変更の申し出があり、理事会が適当と認めたときは、新たに設置者となる者は、従前の設置者の地位を承継したものとみなす。この場合において、従前の設置者が加入する定款第4条に掲げる各事業は、継続したものととして取り扱うことができるものとする。

第3章 貸付あっせん事業

(原資の預託)

第11条 振興会は、協調融資を行うことを条件として、指定金融機関と別に定める書式により原資の預託に関する契約を結ぶものとする。

2 振興会は、第15第3項により貸し付けられた貸付金額の5分の1の額を原資として取扱金融機関に預託するものとする。

3 原資の預託期間は、原資授受の日から10年6か月以内とする。

- 4 振興会は、会員がこの業務方法書の規定に違反して貸付金を借り受け、若しくは運用していると認められるとき又は会員としての資格を失ったときは、取扱金融機関に対し、直ちにその原資の返還を求めるものとする。

(原資の利率)

第12条 原資の利率は、理事長が指定金融機関と協議の上、定めるものとする。

- 2 前項の規定により利率を定めたときは、理事長は、理事会に報告しなければならない。

(資金の貸付け)

第13条 会員に対する資金の貸付けは、次の各号に掲げる事業資金について行うものとする。

- (1) 施設設備資金 校地及び施設設備の取得又は整備に要する資金
- (2) 既往債務弁済資金 前号の資金で、振興会が貸付あつせんした事業以外の事業に係る金融機関から借り入れた債務の肩替り資金
- (3) 経営資金 経営の操作を容易にするための資金

(貸付けの申込み)

第14条 資金の貸付けを受けようとする会員は、当該年度の振興会の指定する期日までに次の各号に掲げる書類を振興会に提出しなければならない。

- (1) 資金借入申請書
- (2) 借入金による事業計画書
- (3) 前年度の決算書（収支計算書、貸借対照表）
- (4) 当該年度の収支予算書
- (5) 法人である場合は、理事会の借入決議書の写

(審査及びあつせん)

第15条 振興会は、前条の申込みを受けたときは、その貸付けが次の各号の条件に適合するかどうかを審査し、これを適当と認めたときは、会員の希望する指定金融機関に対し資金貸付けのあつせんを行うものとする。

- (1) 貸付けの対象となる事業の目的が適切であり、かつ、その実施等が確実であること。
- (2) 貸付けの対象となる施設設備の整備事業に必要な資金のうち、その自己負担額の保有について確実であること。
- (3) 貸付金の使途が適正であること。
- (4) 貸付金の額が貸付けを受けるものの資産総額に比して過大で

ないこと。

(5) その他貸付けの目的を有効に達しうる見込みがあること。

- 2 前項の規定により資金貸付けのあっせんを受けた指定金融機関は、所要の調査を行い、貸付けの可否を振興会に回答しなければならない。
- 3 取扱金融機関は、前項の回答による貸付金額を遅滞なく当該会員に貸し付けなければならない。
- 4 第1項の規定により資金貸付けのあっせんを行ったときは、理事長は、理事会に報告しなければならない。

(貸付あっせんの制限)

第16条 振興会は、資金の貸付けを受けた会員が貸付金の元利金の償還を履行しない場合においては当該会員に対しては、新たな資金貸付けのあっせんを行わないものとする。

- 2 災害その他特別の事由により貸付金の元利金の償還を履行することができない会員に対しては、前項の規定にかかわらず、償還を猶予し、新たな資金貸付けのあっせんをすることができる。
- 3 前項の規定により償還の猶予及び新たな資金貸付けのあっせんを行ったときは、理事長は、理事会に報告しなければならない。

(貸付あっせんの限度額)

第17条 振興会が貸付けのあっせんをする資金の額は、貸付けの対象となる事業費の100分の70以下とする。

- 2 貸付金の最高限度額及び最低限度額は、別に定める。

(貸付けの方法)

第18条 会員に対する貸付金の貸付方法については、関係の取扱金融機関と会員が協議して定める。この場合においては、次の各号に掲げる条件によらなければならない。

- (1) 貸付けの期間は、貸付契約を結んだ日から、施設設備資金については10年（第3号に規定する据置期間を含む。）以内、既往債務弁済資金については7年（第3号に規定する据置期間を含む。）以内、経営資金については1年以内とする。
- (2) 貸付金の利率は、理事長が指定金融機関と協議し理事会の承認を得て定めるものとする。
- (3) 貸付金は、原則として、施設設備資金については2年据え置いた後8年以内、既往債務弁済資金については2年据え置いた後5年以内に各年均等償還し、経営資金については1年以内に償還するものとする。

(報告)

第19条 取扱金融機関は、会員に対して資金の貸付けを行ったとき

は、貸付けの日から10日以内に資金貸付報告書を振興会に提出しなければならない。

- 2 貸付けを受けた会員は、その事業が完了したときは、すみやかに事業完了報告書を振興会に提出しなければならない。

(貸付対象事業の変更)

第20条 資金の貸付けを受けた会員が貸付対象となった事業の内容を変更しようとするときは、事業内容変更承認申請書を提出し、理事長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の場合において、必要があると認めるときは、理事長は、貸付金額を変更し、又は貸付けを取消すことができる。

- 3 前項の規定により貸付金額を変更し、又は貸付けを取り消したときは、すみやかに当該会員に対し、その旨を通知しなければならない。

- 4 第1項の承認又は第2項の変更若しくは取消しをした場合は、理事長は、理事会に報告しなければならない。

(経理の明確化等)

第21条 資金の貸付けを受けた会員は、その経理を明らかにし、振興会が必要に応じて行う施設設備等及び経理上の調査に協力しなければならない。

(指示)

第22条 振興会は、資金貸付けの目的を達成するために必要があると認めたときは、指定金融機関及び貸付けを受けた会員に対して必要な指示をすることができる。

第4章 研修等助成事業

(研修事業)

第23条 振興会は、会員の設置する学校の教職員（以下「教職員」という。）に対し、その勤務能率の向上及び教育効果の増進のため、予算の範囲内において、研修事業を行うものとする。

- 2 研修事業に関し必要な事項は、理事会の承認を得て理事長が別に定める。

(助成の対象事業)

第24条 振興会は、次の各号に掲げる経費に対して助成金を交付することができる。

(1) 会員が行う教職員研修に要する経費

(2) 会員が行う教職員の福利厚生事業に要する経費

(助成についての事業計画)

第25条 振興会は、会計年度ごとに助成金の交付について、次の各号に掲げる事項を記載した事業計画書を作成するものとする。

- (1) 助成金の予定額
- (2) 助成金を交付しようとする事業の概要
- (3) 助成金の基本的配分方針
- (4) その他助成金の交付に必要な事項

(助成金交付の申込み)

第26条 助成金の交付を受けようするものは、助成金交付申込書を振興会に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第27条 振興会は、前条の規定による申込書を受理したときは、その助成の目的を有効に達しうるかを審査して助成を決定する。この場合において、理事長は、申込者に対してその旨通知するものとする。

(助成対象事業の変更)

第28条 助成金の交付を受けたものは、助成にかかる事業の内容に重要な変更を加えようとする場合には、あらかじめ振興会の承認を受けなければならない。

(助成金の返還等)

第29条 助成金の交付を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は理事会の議決を経て助成金交付の決定を取消し、又は既に交付した助成金の返還を命ずることができる。

- (1) 定款又はこの業務方法書に違反したとき。
- (2) 助成金交付の条件に違反したとき。
- (3) 助成金を他へ流用したとき。
- (4) 助成金にかかる事業を実施しないとき。
- (5) その他不正行為があったとき。

(状況実績の報告)

第30条 助成金の交付を受けたものは、助成にかかる事業の遂行の状況又は実績について、振興会に報告しなければならない。

第5章 補 則

(貸付け及び助成の禁止)

第31条 振興会は、会員が私立学校法第26条第1項の規定により行う収益事業に必要な経費について、資金を貸し付け、又は助成金を交付してはならない。

(理事会への報告)

第32条 第12条第2項、第15条第4項、第16条第3項及び第

20条第4項に規定する報告は、理事会の開催に代えて書面によることができるものとする。

(細則)

第33条 この業務方法書の施行のために必要な細則は、理事会の議決を経て理事長が定める。

附 則

1 この業務方法書は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

1 第4条第3項、第6条第1項、第1号、第2号、第3号、第7条第2号、第5号、第8条第1項、第4項、第9条第2項、第3項、第11条第1号、第3号、第12条第3項、第13条第1項、第2項、第4項、第26条、第27条の改正規定は平成10年5月26日から施行し、平成10年6月1日から適用する。

附 則

1 第3条第2号の改正規定は、平成13年5月22日から施行する。

附 則

1 第3条第5号、第4条第2項の改正規定は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

附 則

1 第5条第1項第3号及び第9条の改正規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

1 第3条2号の改正規定は、令和3年3月1日から適用する。